

平成25年12月18日開催

石狩市教育委員会会議（12月定例会）資料

<議 案>

- 1 学校給食費の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～P 2
- 2 平成25年度石狩市教育委員会表彰受賞者の決定について（非公開）

<報告事項>

- 1 いじめ防止対策推進法に基づく施策について（現段階での考え方） P 3～P 4
- 2 平成25年度石狩市教職員研修「ウィンターセミナー」について（開催案）
・・・・・・・・ P 5

石 狩 市 教 育 委 員 会

写

平成 25 年 12 月 13 日

石狩市教育委員会

教育長 鎌田 英暢 様

石狩市学校給食センター運営委員会

委員長 似内 博之



学校給食費の改定について（答申）

平成 25 年 11 月 27 日付け石教給第 70 号で諮問されたこのことについて、次のとおり答申します。

記

1. 答申

学校給食は、児童生徒の栄養状態に配慮して、心身の健全な発育を促すものでなければなりません。

しかるに先般、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率 8 パーセントへの改定が決定したところであり、また前回改定（平成 22 年度）時には保護者の経済的負担を考慮し、中学校全学年の 1 食単価について必要積算額を下回る額としていました。

前回改定時より更にここ数年間、食材費の高騰等の要因にもより、安心・安全で十分な栄養価を満たす食の提供が困難な状況であることがこの度の調査で明らかになったことから、早急に十分な食材費が確保できる給食費に改める必要があります。

一方、消費税増税などもあり、昨今の経済状況から保護者の経済的負担の拡大は、可能な限り抑制する必要があることも否めません。

このことから、保護者の経済的負担を考慮しつつも、安心・安全で栄

養価の充足を見据えた給食費改定の諮問内容を妥当と判断します。

なお、審議の過程において、各委員より次の意見・要望がありましたので申し添えます。

- ・給食費の支払方法（回数）が、旧石狩市と厚田・浜益で違うため、できるだけ早期に統一するように検討を図られたい。
- ・1食単価を出す際に、現状は円未満切り捨てになっている端数処理計算を次回改定時には、改めるように検討を図られたい。
- ・給食費改定の周知をできるだけ丁寧で、工夫をするように努められたい。
- ・今後も児童生徒の食育（食べ物の正しい摂り方）で、助言に努められたい。

＜報告事項 1＞

いじめ防止対策推進法に基づく施策について（現段階での考え方）

1. 国の動向

- ・「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月21日成立、6月28日公布
- ・平成25年9月28日施行
- ・平成25年10月11日、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定

2. 北海道教育委員会の動向

- ・平成25年4月：「（仮称）北海道子どものいじめ防止に関する条例」検討委員会設置
- ・5月～：検討委員会開催
- ・7月～8月：地域別説明会（14管内）
- ・11月6日～12月6日：パブリックコメントを実施
- ・11月末～：道立学校長宛に基本方針と組織の設置を平成26年3月末日までに行うよう通知
- ・平成26年第1回道議会（平成26年2月）で、条例（案）提出予定
- ・可決後、道のいじめ防止基本方針の策定、いじめ問題対策連絡協議会の設置予定

3. 石狩市が実施する施策について

(1) 基本方針

- ・平成26年3月までに策定する方向

(2) いじめ問題対策連絡協議会について

- ・改めて設置するのではなく、既存の「いじめ問題対策会議」をもって充てる

(3) 教育委員会の付属機関について

- ・道条例制定に伴い、道として市町村をカバーする第三者委員会の検討を進めているとの情報から、この動向を見極めたうえで判断する

(4) 石狩市が新たに実施する施策

- ・「いじめ撲滅ポスター」を作成し、市内の子どもが出入りする施設等に掲示
- ・「いじめ撲滅強調月間」を設定し、期間中に児童生徒（児童会、生徒会が主体）が、主体的に話し合い、機運を盛り上げるための事業を実施

※平成26年度予算のため、今後査定を受けて実施内容が決定

4. 学校が実施すべき施策

(1) 基本方針

- ・法では、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定めることになっている
- ・平成26年度各学校の基本方針に「いじめ防止基本方針の策定」を校務分掌に明記
- ・内容は、道の基本方針や通知等を参考としながら、校長の方針と具体的な学校での取組み内容を入れた方針となるように考えている

- ・策定期間は、道条例及び基本方針が平成26年3月頃の予定であることから、夏休み前くらいまでの策定をめざす

(2) 防止等の対策のための組織

- ・法では、いじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織であり、必要に応じて、外部専門家を活用することとなっている
- ・既に各学校では、目的に応じて各組織が置かれて機能しているが、法の趣旨に合致するための組織として、既存の委員会等名ですすめるかについては、学校の判断によることから各学校と協議しながらとり進める
- ・メンバーは、校長・教頭はじめ、教務主任、養護教諭、学年主任等学校の実情に応じて決定。これに加え、個々のいじめの防止、早期発見、対処にあたっての関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とすることが有効
- ・メンバーにスクールカウンセラーを入れ、必要に応じて委員会に召集する
- ・機能する時期は、平成26年度当初と考えており、各学校の校務分掌に明記

5. 重大事態への対処

(1) 学校が実施主体となつて行う調査組織

- ・常設の「いじめ対策委員会」等を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして対応
- ・専門家に関しては、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、教育委員会や道教委等の助言を受けながら対応
- ・アンケートや聴き取り等、スピーディーな対応を心掛け、調査結果を報告

(2) 石狩市での再調査

- ・市長へ報告するとともに、議会へも報告義務があり、当該児童生徒の保護者からの要望等があれば、第三者を入れた調査委員会を設置し対応することとなる
- ・調査委員会のメンバー等は、今後の道教委の通知等を注視

※学校及び石狩市としての基本方針は、3年をめどに検討し直す

<報告事項 2>

平成25年度石狩市教職員研修「ウィンターセミナー」について（開催案）

1. 目 的

市の教育目標の達成及び現代的教育課題を解決するため、専門的知識や実践的指導力など、教職員に求められる資質の向上を図る。

2. 主 催

石狩市教育委員会

3. 日 時

平成25年12月25日（水） 13:30～15:30

4. 会 場

石狩市役所 401・402会議室、201会議室

5. 対 象

教職経験8年以下の市内小中学校教諭
（期限付き教諭も対象とする。）

6. 内 容

講座名 「学校力を向上させる取組み～学習指導、集団育成力の向上を目指して」

講 師 市内中堅教師（小学校4名 中学校4名）

形 式 小・中別に開催

講話・提言及びグループ討議

- ・講話を聞き、グループ討議において、参加者が実践を発表し交流する。
- ・参加者は2つのテーマで発表・交流できる資料を持参し討議に参加する。

内 容 講話及び討議内容

テーマ1「学習指導の向上」 学習規律・ノート指導・指導過程

テーマ2「集団育成力の向上」 集団化の手立て 学級・学年経営

13:00 13:30 13:35

14:25 14:35

15:25 15:30

受付	開 会 式	テーマ『学習指導の向上』		休 憩	テーマ『集団育成力の向上』		ま と め
		小学校	401・402		小学校	401・402	
		講話	⇒グループ討議		講話	⇒グループ討議	
		中学校	201		中学校	201	
		講話	⇒グループ討議		講話	⇒グループ討議	